

4.

業務運営と管理体制

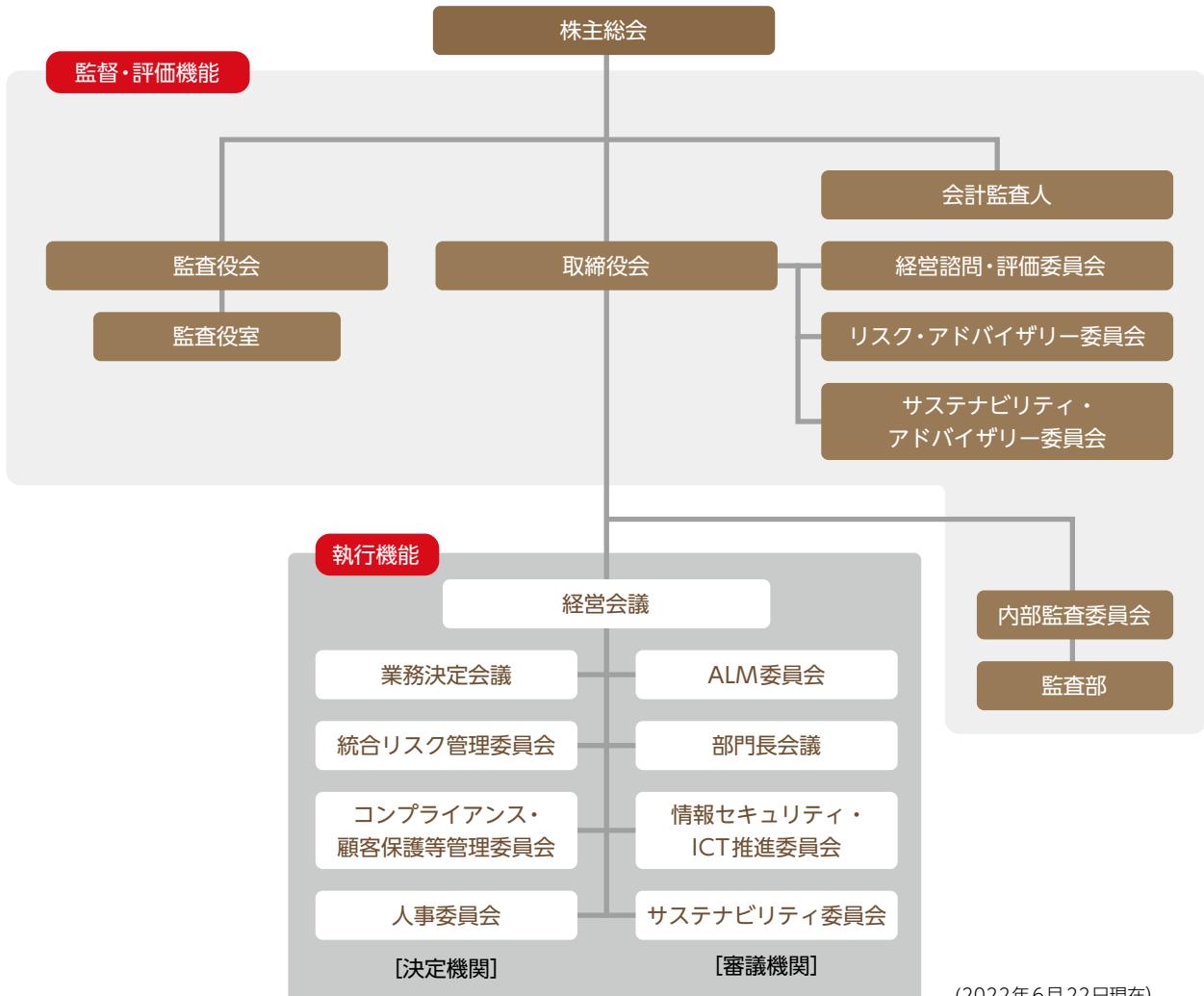
1. コーポレート・ガバナンス	96
2. リスク管理体制	100
3. 広報活動・ディスクロージャー	104

1. コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

株式会社国際協力銀行(JBIC)は、株式会社国際協力銀行法(平成23年法律第39号)に規定されるJBICの

ミッション遂行や、企業理念の実現のため、業務の適正と効率を意識したコーポレート・ガバナンス態勢の構築に取り組んでいます。



国の関与について

JBICは、日本政府が全株式を保有する株式会社であり、株主としての国の統制のほか、主務大臣からの監督、国会による予算等の統制、会計検査院検査、主務大臣による検査、主務大臣の委任に基づく金融庁検査等の国の統制に服しています。

置し、さらに経営会議から委任を受ける各種の会議・委員会を設置しています。

(1) 取締役会

取締役会は、9名の取締役で構成し、うち3名を非業務執行取締役とし、さらにそのうち2名を会社法に規定する社外取締役としています。非業務執行取締役はJBICの代表取締役・業務執行取締役による業務執行の監視、監督を行い、JBICのガバナンス態勢向上に貢献しています。

(2) 監査役会

監査役会は3名の監査役で構成し、うち2名を会社法に規定する社外監査役としています。社外監査役は、常

監督・評価と業務執行について

JBICにおいては、取締役会等による監督・評価の強化と、業務執行の機動性の向上等の観点から、会社法所定の取締役会、監査役会等の機関に加え、経営諮問・評価委員会、リスク・アドバイザリー委員会、サステナビリティ・アドバイザリー委員会、内部監査委員会、経営会議を設

勤監査役とも連携のうえ、社外出身者の視点から取締役の業務執行を監査し、JBICのガバナンス態勢向上に貢献します。また、監査役の職務を補助する組織として、監査役室を設置しています。

(3) 経営諮問・評価委員会

経営諮問・評価委員会は、社外の有識者および社外取締役で構成し、JBICの業務および運営の状況や、JBICの経営に関して取締役会が諮問する事項等に関して評価・助言を行います。

(4) リスク・アドバイザリー委員会

リスク・アドバイザリー委員会は、社外の有識者および社外取締役で構成し、JBICの大口与信先に係るリスク管理・審査の体制や、大型案件のリスクに関して取締役会が諮問する事項等に関して助言を行います。

(5) サステナビリティ・アドバイザリー委員会

サステナビリティの実現に向けたJBICの取組推進に関する方針に関して取締役会が諮問する事項等に対して助言を行う委員会として、サステナビリティ・アドバイザリー委員会の設置を決定いたしました。

(6) 内部監査委員会

内部監査委員会は、代表取締役および社外取締役で構成し、取締役会の委任に基づき、内部監査に関する重要な事項の決定・審議を行います。

(7) 経営会議

経営会議は代表取締役・業務執行取締役および全常務執行役員で構成し、取締役会の委任に基づき、JBICの経営上の重要な事項の決定・審議を行うことにより、JBICの機動的な業務執行を担います。なお、経営会議の諮問

機関または一定の事項を委任する機関として、以下の会議・委員会を設置しています。

① 業務決定会議

経営会議の委任に基づき、JBICの出融資保証等業務に関する重要な事項の決定・審議を行います。

② 総合リスク管理委員会

経営会議の委任に基づき、JBICの統合リスク管理に関する重要な事項の決定・審議を行います。

③ コンプライアンス・顧客保護等管理委員会

経営会議の委任に基づき、JBICのコンプライアンスおよび顧客保護等管理に関する重要な事項の決定・審議を行います。

④ 人事委員会

経営会議の委任に基づき、JBICの人事に関する重要な事項の決定・審議を行います。

⑤ ALM委員会

経営会議および統合リスク管理委員会の委任に基づき、JBICの資産負債管理(ALM)に関する重要な事項の審議を行います。

⑥ 部門長会議

経営会議の委任に基づき、国・地域別の業務方針等の部門横断的な事項の審議を行います。

⑦ 情報セキュリティ・ICT推進委員会

経営会議の委任に基づき、JBICの情報資産の利用・管理および情報セキュリティに関する重要な事項ならびに取締役会および経営会議で決定した情報通信技術(ICT)に係る計画・方針等に基づく各種施策その他ICT関連事項に関する部門横断的な事項の審議を行います。

⑧ サステナビリティ委員会

経営会議の委任に基づき、サステナビリティ推進に関する方針その他のサステナビリティ推進に係る重要な事項の審議を行います。

■ 経営諮問・評価委員会 委員一覧 (2022年8月1日現在)

氏名	職業
浦田 秀次郎	早稲田大学 名誉教授
遠藤 典子	慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュート 特任教授
川村 嘉則	株式会社国際協力銀行 取締役(社外取締役)
小泉 慎一	株式会社国際協力銀行 取締役(社外取締役)
佐藤 康博	株式会社みずほフィナンシャルグループ 特別顧問
高木 勇三	公認会計士
新浪 剛史	サントリーホールディングス株式会社 代表取締役社長

(五十音順、敬称略)

■ リスク・アドバイザリー委員会 委員一覧 (2022年8月1日現在)

氏名	職業
阿部 修平	スパークス・グループ株式会社 代表取締役社長
江原 伸好	ユニゾン・キャピタル株式会社 共同創業者
小川I 英治	東京経済大学経済学部 教授
川村 嘉則	株式会社国際協力銀行 取締役(社外取締役)
小泉 慎一	株式会社国際協力銀行 取締役(社外取締役)
十河 ひろ美	株式会社ハースト・デジタル・ジャパン ラグジュアリーメディアグループ編集局長 兼 リシェス編集長
松田 千恵子	東京都立大学大学院経営学研究科 教授
横尾 敬介	株式会社産業革新投資機構 代表取締役社長 CEO

(五十音順、敬称略)

部門制について

JBICでは、JBICの業務における各分野・セクターにおけるノウハウや専門性を集約化することで案件組成能力を高め、JBICのミッションのより機動的、戦略的な遂行を図るため、部門制を導入しています。

具体的には、企画部門、審査・リスク管理部門、財務・システム部門、資源ファイナンス部門、インフラ・環境ファイ

ナンス部門、産業ファイナンス部門およびエクイティファイナンス部門を設置し、各部門の下に専門性を持った部を設置しています。

各部門については担当取締役を置くとともに、各部門の長には取締役または常務執行役員が就任し、各部門は部門長の指揮の下で一体的に運営され、業務の機動性・効率性の向上を図っています。

取締役

(2022年6月22日現在)

取締役会長	前田 匡史
代表取締役総裁	林 信光
代表取締役副総裁	天川 和彦
代表取締役専務取締役	橋山 重人
常務取締役	大石 一郎
常務取締役	田中 一彦
常務取締役	谷本 正行
取締役（社外取締役）	小泉 慎一
取締役（社外取締役）	川村 嘉則

部門長

(2022年6月22日現在)

企画部門長	菊池 洋 (常務執行役員)	企画部門
審査・リスク管理部門長	佐々木 聰 (常務執行役員)	審査・リスク管理部門
財務・システム部門長	小川 和典 (常務執行役員)	財務・システム部門
資源ファイナンス部門長	稻葉 裕 (常務執行役員)	資源ファイナンス部門
インフラ・環境ファイナンス部門長	内田 誠 (常務執行役員)	インフラ・環境ファイナンス部門
産業ファイナンス部門長	麻生 憲一 (常務執行役員)	産業ファイナンス部門
エクイティファイナンス部門長	森田 健太郎 (常務執行役員)	エクイティファイナンス部門

取締役会構成員

内部監査委員会構成員

経営会議構成員

内部統制基本方針について

JBICは、会社法に則り、子会社を含むJBICグループの業務の適正を確保するための体制の整備等について、内部統制基本方針を取締役会決議により定め、当該基本方針に基づき、内規の制定その他体制の整備を行っています。

コンプライアンス(法令等遵守)について

JBICは、行動原則の一つに「倫理観と遵法精神。JBICの一員としてモラルを持ちつづけます。」を掲げています。こうした行動原則に基づき、JBICは内部統制基本方針の下、コンプライアンスに関する内部規程の策定、遵守等を定めるとともに、法令等の遵守に関する基本方針を以下のとおり定めています。

- 役職員等は、国際的業務を行う政策金融機関であるJBICが社会的・国際的に求められる公共的使命および社会的責任を自覚し、かつ、役職員等による法令等の違反行為の発生が、JBIC全体の信用の失墜を招き、JBICの業務運営に多大な支障を来すことを十分認識した上で、常に法令等を遵守し、公正な業務遂行に努めなければならない。
- 役職員等は、JBICが業務内容について国民に対する説明責任を有することを認識し、適切な情報開示を行うこと等により国民からの信頼確保に努めなければならない。
- JBICは、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当な要求を断固として拒絶することが、JBICに対する公共の信頼を維持し、JBICの業務の適切性および健全性の確保のために不可欠であることを認識し、警察等関係機関とも連携して適切な対応を行う。

法令等遵守態勢

JBICは、上記基本方針に則り、以下のとおり法令等遵守の徹底に取り組んでいます。

コンプライアンス・顧客保護等管理委員会を中心に、コンプライアンスへの取り組みを推進し、コンプライアンスの統括部署として法務・コンプライアンス統括室を設置しています。

各部門および地域統括の海外駐在員事務所にはコンプライアンス統括オフィサー、各部室および海外駐在員事務所にはコンプライアンスオフィサーを置き、職員のコンプライアンスに対する意識の醸成等、各部門等における

コンプライアンスへの取り組みを推進しています。

JBICでは、コンプライアンスマニュアルを制定し、役職員に対するコンプライアンス研修等を通じて周知しています。こうしたコンプライアンスにかかる態勢の整備や研修等を実施するために、年度ごとにコンプライアンス・プログラムを策定し、進捗状況や達成状況のフォローアップを行っています。

また、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、通常の業務ラインによる報告ルートに加え、内部通報制度を整備し、これを適切に運営しています。

内部監査について

JBICは、業務全般の内部管理態勢について、その適切性・有効性を評価し、改善への提言等を行うため、適切な内部監査態勢を構築しています。業務執行を担う経営会議から独立した意思決定機関として内部監査委員会を設置し、社外取締役を構成員に加えています。また、業務執行部門から独立した総裁直属の部署として監査部を設置しています。

監査部は、内部監査の効率的な実施のため、監査役および会計監査人と必要な情報交換および連携を行います(資料編P104参照)。

2. リスク管理体制

一般に金融機関が業務を行うにあたっては、信用リスク、市場リスク(金利リスク、為替リスク等)、流動性リスク、オペレーションリスク等のさまざまなリスクを伴います。JBICは政策金融機関として政策目的実現のための金融を業務としており、業務に伴うリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は民間金融機関とは異なりますが、金融機関として適切なリスク管理を行うことの重要性を認識し、リスクの種類に応じたリスク管理および統合的リスク管理を行うための組織体制を構築しています。

具体的には、JBICが業務の過程でさらされているさまざまなリスクを識別、測定およびモニタリングし、業務の健全性および適切性の確保ならびに透明性の向上を図ることをJBICのリスク管理の目的と定め、各種リスクの管理に関する責任者およびリスク管理を統括する部署

を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、統合リスク管理委員会およびALM委員会を設置しています。また、社外の有識者等で構成し、JBICの大口与信先に関するリスク管理・審査の体制や、大型案件のリスクに関して取締役会が諮問する事項等に関し助言を行うリスク・アドバイザリー委員会を設置しています。

なお、JBICでは、一般業務勘定と特別業務勘定に分けてリスク管理を行っており、政策金融機関としてJBICが業務運営上抱えるさまざまなリスクに対しては、次のようなリスク管理を行っています。

(注) 気候変動に関するリスクについてはTCFD提言に基づく情報開示(P37)をご参照ください。

2

リスク
管理体制

■ 統合的リスク管理

JBICでは、政策金融機関としての業務の健全性および適切性の確保のため、JBICが晒されているリスクを総合的に捉える統合的リスク管理を行っており、その主な手法として、トップリスク管理やストレステストを活用しています。

トップリスク管理

JBICでは、顕在化した場合にJBICにもたらされる影響が大きい、特に注意すべきリスク事象をトップリスクと定義しています。トップリスクは、現下の国際情勢等から想定されるリスク要素とJBICのポートフォリオの特徴等を踏まえて特定し、定期的かつ継続的なモニタリングを行います。

トップリスク管理を通じて、環境の変化に応じ顕在化しつつあるリスクや当該リスクがJBICの与信ポートフォリオや資金調達等に及ぼす影響を適時・適切に把握し、機動的な対応が可能なリスク管理体制を構築しています。

ストレステスト

JBICでは、定期的にストレステストを実施し、自己資本および期間損益への影響を確認するとともに、同結果を踏まえ、事業運営計画を策定しています。ストレステストにあたっては、現下の国際情勢等を踏まえたリスク要素の将来動向や発現可能性等を分析の上、JBICのポートフォリオの特徴等に適したストレスシナリオを策定しています。

■ 信用リスク管理

信用リスクは、与信先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、JBICが損失を被るリスクのことでの、与信を中心とするJBICの業務において本質的なものです。JBICの与信の信用リスクを分類すれば、外国政府等向け与信に伴うソブリンリスク、企業向け与信に伴うコーポレートリスク、与信対象プロジェクトが生むキャッシュ・フローを主たる返済原資とするプロジェクトファイナンス等の場合において対象プロジェクトが計画されたキャッシュ・フローを生まないプロジェクトリスク、さらに外国企業および外国に所在するプロジェクト向け与信に伴うカントリーリスク(与信先である企業やプロジェ

クトの所在国の政治経済情勢に起因する付加的なリスク)があります。JBICが行っている日本にとって重要な資源の海外における開発および取得の促進、日本の産業の国際競争力の維持および向上、ならびに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進等のための金融という性格上、JBICの与信は外国政府・政府機関や外国企業向けのものが多く、したがって与信に伴う信用リスクとしてソブリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が比較的大きいことが特徴になっています。JBICでは、信用リスクに対し、各与信プロセスにおける個別与信管理と信用リスク計量化等

による与信ポートフォリオ管理を行っています。

個別与信管理

JBICの信用リスク管理の基本は、与信決定にあたっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理です。新規与信にあたっては、与信担当部門(営業推進部門)および審査担当部門による与信先に関する情報の収集・分析が行われます。また、外国政府等あるいは外国企業に関する情報収集には海外駐在員事務所も関与しています。これらの部門が収集・分析した情報を基に、与信担当部門と審査担当部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっています。

外国政府等または外国企業向け与信に関しては、JBICは公的金融機関としての性格を最大限に活用して、相手国政府関係当局とはもちろんのこと、国際通貨基金(IMF)や世界銀行等の国際機関、先進国の輸出信用機関等のJBIC類似の公的機関、さらに民間金融機関等との意見交換を通じて、与信先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、ソブリンリスクあるいはカントリーリスクを評価しています。

内外企業向け与信に関しては、与信先企業の信用力や提供される担保・保証の適格性等が評価の対象になりますが、特に海外事業に関連する与信の場合には、与信対象となる取引の確実性、与信対象プロジェクトの実行可能性等の審査や与信先企業の属する各産業分野についても調査したうえで評価を行っています。

行内信用格付

JBICでは、行内信用格付制度を整備し、原則としてすべての与信先に対して行内信用格付を付与しています。

■ 市場リスク管理

市場リスクとは、金利・為替等の変動により保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクおよび資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであり、JBICでは市場リスクに対し、以下のような対応を行っています。

為替リスク

外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関しては、原則として外貨貸付・調達にあたり通貨スワップおよび先物外国為替予約を利用したフルヘッジ方針をとっています。

行内信用格付は、個別与信の判断に利用するほか、後述する信用リスク計量化にも活用するなど、信用リスク管理の基礎をなすものです。

資産自己査定

JBICでは、その資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産自己査定を行っています。資産自己査定にあたっては、与信担当部門による第一次査定、審査担当部門による第二次査定および内部監査担当部門による内部監査という態勢をとっています。資産自己査定の結果については、JBICにおける与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、JBICの財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しています。

信用リスク計量化

JBICでは、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行っています。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソブリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った与信の占める割合が大きいというJBICのローン・ポートフォリオの特徴および公的債権者固有のパリクラブ^(注)等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを考慮した独自の信用リスク計量化モデルにより信用リスク量を計測し、与信集中度を含む与信ポートフォリオ分析とともに内部管理に活用しています。

(注) パリクラブ：債務返済困難に直面した債務国に対し、二国間公的債務の返済負担の軽減措置を取り決める非公式な債権国会合のこと。1956年にアルゼンチンの債務問題について開催されたのを皮切りに、以後フランス経済財政産業省(パリ)が事務局となり、パリで開催されることから、パリクラブと呼ばれるようになりました。

金利リスク

将来の資産・負債構造および損益状況の把握に努めるとともに、外貨貸付業務においては、原則として、貸付・調達とともに金利スワップを利用して変動金利での資金管理を行うことにより金利リスクヘッジを行っています。一方、円貨貸付業務においては、主として固定金利での資金管理を行っています。ただし、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分では、スワップ等により金利リスクヘッジを行っており、金利リスクは限定的です。

金融派生商品(デリバティブ)取引等

(1) 金融派生商品取引等に対する基本的取り組み方針

JBICが行う金融派生商品取引等は、為替リスク・金利リスクをヘッジする目的のみに限定しています。

(2) 取引内容

JBICは、金利スワップ、通貨スワップ、先物外国為替予約といった金融派生商品取引等を行っており、2022年3月末時点の取引量は下記の表(金融派生商品等信用リスク相当額)のとおりです。

金融派生商品等信用リスク相当額

2022年3月31日現在 (単位:億円)

	契約金額・想定元本金額	信用リスク相当額	時価
金利スワップ	62,315	837	△893
通貨スワップ	41,943	2,646	△3,735
先物外国為替予約	367	8	5
ネッティングによる信用リスク削減効果		△2,195	
合計	104,626	1,297	△4,622

(注) 信用リスク相当額は、国際統一基準によって算定されたものです。

(3) 金融派生商品取引等に関連するリスク

金融派生商品取引等には以下のリスクが存在します。

■ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク、および市場の混乱等により市場において取引ができなくなる、あるいは通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされ

◆ 市場性信用リスク

金融派生商品取引等の相手方の経営悪化や倒産等により、契約どおりに取引を履行できなくなったときに損失を被るリスクです。

◆ 市場リスク

金融派生商品取引等の金融商品の価値(取引の時価)が金利・為替等の変動により増減することによって損失を被るリスクです。

(4) 前記のリスクに対するJBICの対応

◆ 市場性信用リスク

取引相手先ごとの金融派生商品取引等の時価および信用リスク相当額、取引相手先の信用状態を常時把握・管理のうえ、取引相手先としての適格性判断に活用しています。また、金融派生商品取引等の時価および信用リスク相当額については、取引相手先との担保契約に基づく担保授受も考慮してきめ細かく管理しています。

◆ 市場リスク

JBICは金融派生商品取引等をヘッジ目的のみに限定しており、金融派生商品取引等の市場リスクは基本的にヘッジ対象取引(資金調達取引や貸付取引)の市場リスクと相殺されています。

ることにより損失を被るリスクを意味します。

JBICは財政融資資金借入、政府保証外債、財投機関債等の多様な資金調達手段を確保することに加え、資金繰りの管理を十分に行うことによって流動性リスク回避に万全を期しています。

■ オペレーションリスク管理

オペレーションリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクであり、事務リスク、システムリスクおよび情報セキュリティリスクのほか、JBICの業務に付随する直接的、間接的なさまざまなリスクが存在します。JBICではこのようなリスクの把握、分析および管理を積極的に進めていく方針です。

事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクです。JBICでは、事務リスクの軽減のために、事務手続きにおけるプロセスチェックの徹底、マニュアル等の整備、研修制度の充実、機械化・システム化の促進等を通じ、事務処理の正確性確保に努めています。



システムリスク

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウンまたは誤作動等のシステムの不備等に伴い損失を被るリスクおよびコンピューターが不正に使用されることにより損失を被るリスクです。JBICにおいては、①システム障害および顧客情報の漏えい等の未然防止に努めるとともに、②緊急的なシステム停止への対応策としてコンティンジエンシープランを策定のうえ訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上にも努め、システムリスクの極小化を図っています。

情報セキュリティリスク

情報セキュリティリスクとは、情報資産に関する機密性等が脅かされることにより損失を被るリスクです。JBICでは、情報管理を含む情報セキュリティ規程および体制の整備や役職員への教育の徹底等により、情報セキュリティに万全を期しています。

3. 広報活動・ディスクロージャー

JBICでは、国内外の多くの方にJBICの活動をご理解いただきため、刊行物やウェブサイト等も活用しながら、情報発信および情報提供を行っています。

JBIC広報センター(本店)と大阪支店では、JBICの各種パンフレット、年次報告書や広報誌等を一般の方々にご提供しています。また、JBICのウェブサイト(<https://www.jbic.go.jp/>)等を通じ、さまざまな情報を国内外に発信しています。

各種刊行物

JBICの毎年の活動状況や財務状況については、年次報告書、事業報告書や有価証券報告書、米国証券取引委員会(SEC)向け開示資料(Form 10-K等)といった各種開示資料に掲載しています。

また、広報誌『JBIC Today』を発行し、JBICの最近の取り組みや業務上のトピックス等をご紹介しているほか、JBICの業務内容を説明するパンフレットとして、『JBIC Profile-国際協力銀行の役割と機能』等もご用意しています。



『JBIC Today』

ウェブサイト

JBICのウェブサイト(<https://www.jbic.go.jp/>)では、出融資保証等制度のご説明、プレスリリース、各種お知らせ、セミナーのご案内、海外投資環境情報、各種調査レポート、環境への取り組み、年次報告書や各種パンフレット、投資家向けIR情報等も掲載しています。



ソーシャルメディアネットワーク(SNS)

JBICでは、公式SNSとして、Facebookを開設しています。皆さまの「いいね!」「フォロー」をよろしくお願ひします。



@JBIC.Japan

URL:<https://www.facebook.com/JBIC.Japan/>

メディア向け情報提供

各種刊行物やウェブサイト等を通じた情報発信に加え、報道メディア向けには、記者会見や勉強会等を通じ、JBICの活動状況等についてご紹介しています。

海外からの情報発信

JBICでは、海外からの情報発信として、駐在員事務所による外部媒体へのレポート等の寄稿も積極的に行い、現地の政治経済事情や企業動向等、駐在員によるタイムリーな現地ならではの話題を発信しています。

ディスクロージャー

「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づく文書の開示請求および「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づく保有個人情報の開示請求については、JBIC本店の「情報公開・個人情報保護窓口」(資料編P108参照)で取り扱っています。

情報提供資料(主なもの)

資料の種類	公表場所・方法
事業報告書	● JBIC本店、大阪支店に常備 ● 国会図書館、経済団体等に配布
計算書類	
財産目録	
決算報告書	
監査役の意見	
監査報告	
年次報告書 (和文・英文版)、 広報誌等	● JBIC本店、大阪支店、各駐在員事務所に常備、ご希望の方等に配布
ウェブサイト ● 業務内容、業務実績、組織概要、財務内容などを掲載	● インターネット上に開設 ウェブサイト https://www.jbic.go.jp/